

2005年12月19日

東武鉄道「伊勢崎線第37号踏切」での死傷惨事に係る
踏切保安係の第6回公判の傍聴記録

半沢一宣

日時 2005年12月19日(月曜日)10時30分～12時00分
場所 東京地方裁判所506号法廷(前回と同じ)
法廷前の廊下に掲示されていた、担当裁判官などの氏名
(実際は縦書き。検察官の人数が増えた)

裁判長	入江猛
裁判官	奥田洋平、西岡慶記
書記官	吉田、秀島、山田、山崎、中澤、清水、堤、福岡、大里
検察官	星野、平野、井草、寺岡、成瀬、橋爪、徳永

報道関係者分を除いた一般傍聴席数 20席(先着順で傍聴券を交付)
半沢は8時25分ごろ東京地方裁判所に到着し、傍聴券交付待ちの列の2番目。傍聴券交付の10時15分時点では定員に達せず。公判中の記者席・一般席にも空席があった。
*毎回同じ506号法廷(傍聴席の席数が同じ)で開かれるのに傍聴券の交付枚数が毎回微妙に異なるのは、報道機関から申し込みがあった取材人数の合計に左右されるためとのこと(裁判所職員の話)

検察側(星野)から、追加の証拠申請

- 甲65号証 東武鉄道本社への電話聴取の報告書
前回公判で入江裁判長が質問した「接近電響器」の用語についての確認。
通称「連動盤」の正式名称が「接近電響器」である旨の報告書。
- 甲67号証 同上、小松被告の所属を確認した電話聴取の報告書
「竹ノ塚駅営業部踏切保安係」が正式な所属名である旨の報告書。
- 甲69号証 負傷したTさんへの電話聴取の報告書
現在の治療状況や心境などについて。
「肉の盛り上がりを防ぐため、右足の2ヶ所にテーピングが欠かせない。
事故のことは1日も早く忘りたい」などと語っているとのこと。
- 甲70号証 負傷したSさんへの電話聴取の報告書
てんかん発作防止の投薬治療により、腰痛の二次後遺症が発生しているとのこと。

弁護側(うみの)から、追加の証拠申請

- 弁6・7号証 東武鉄道の代理人が作成した、遺族・被害者との示談状況の報告書
【被告の弁護士は、いったいどのような経路で、会社側が作成した報告書を手に入れたのだろう? また、このような内容の報告書が、検察側から提出されるならともかく、なぜ弁護側から提出されたのだろう?】

被告人質問の続き

弁護側（うみの）からの尋問

- ・あなたは前回の公判が終わってから、遺族とけがをされた被害者の方々へのお詫びと、東武鉄道からとは別の、個人としての見舞い金の支払いを申し入れましたね。申し入れた見舞い金の額は、いくらですか？
「亡くなられたMさんとTさんのご遺族には50万円ずつで、けがをされたTさんとSさんには25万円ずつです」
- ・その金額の根拠は？
「7月26日に東武鉄道を解雇された時点で、350万の退職金と、いくらかの貯金がありました。そこから住宅ローン、教育ローンや当面の生活費を差し引いて支払える額を基に決めました」
- ・ご遺族や被害者の方々への賠償交渉は、東武鉄道が行っているのは知っていますよね。あなたはそれとはまったく別に、ご遺族や被害者に対するあなたの気持ちとして、見舞い金を支払いたいと考えているわけですね？
「はい」
- ・前回の公判の後、ご遺族や被害者の方々に謝罪をする機会は得られましたか？
「謝罪だけでなく見舞い金の支払いも、どなたからも断られました。Tさんからは『その気持ちだけで十分です、会うと事故のことを思い出して辛いですから』と言われました」
- ・謝罪を現時点では断られている点については、今後どうしたいと考えていますか？
「今後も謝罪の機会を得られるよう、努めていきたいと考えています」

検察側（星野）からの反対尋問

- ・ご遺族やけがをされた被害者の方々とは、現在、東武鉄道が示談交渉を行っています。東武鉄道が支払う賠償額は、4人の合計で億単位になる見込みです。東武鉄道は、被告人を雇っていた使用者としての責任があるため、示談を続けているわけです。あなたが個人として見舞い金を支払おうにも、その支払い能力に限度があるのは、しかたないでしょう。でもあなたはさっき、退職金の350万から自分たちの生活費やローンの分を差し引いた残りの150万を、遺族や被害者に分配すると言っていたよね。見舞い金を優先させないのは、おかしいんじゃないの？ もらえるはずのない退職金よりも少ない額の見舞い金を提示されたのでは、遺族は怒るだけでしょう？ 遺族や被害者から謝罪や見舞い金の支払いを拒絶されている理由は、あなた自身どこにあると考えているの？
「事故が起きたことに納得が行かないからではないでしょうか」
- ・「身内の命が奪われたのが許せないから」だけだと思っているの？ あなたの反省の態度が不十分だと思っているからじゃないの？
「...」
- ・黙ってないで、何か言って！ あなたの気持ちが通じないから、反省が不十分だと思われるんじゃないの？
「...」

弁護側（うみの）からの再尋問

- ・前回までの公判では、あなたの奥様が付き添って傍聴に来ていましたが、今日は見えていないのはなぜですか？
「心労で寝込んでしまったからです」

奥田裁判官からの尋問

- ・退職金として359万円をもらった意味を、あなたはどのように理解していますか？
「当面の生活費の一部などとして、支給されたのだと思っています」

検察側の論告求刑の要旨

- ・本件事故の事実関係については、公判での証拠調べによって証明されている。
- ・本件事故は、被告人が、指差呼称という踏切保安係としての基本的動作を十分に行っていなかったことによって起こしたものであり、被告人の責任は重大である。
- ・被告人は、2416列車【上り準急浅草行き】と2337列車【下り準急伊勢崎行き】の接近を接近電響機の赤色灯点灯で確認していたにもかかわらず、遮断機の鎖錠を解除するボタンを操作して遮断機を上げたことによって、本件事故を起こした。
- ・解除ボタンの使用は「踏切作業内規」第6条に違反した行為である。
- ・指差呼称による確認を怠って解除ボタンを使用した、被告人の犯状は悪質である。
- ・被告人は、解除ボタンを使用し続けてきた中で、過去に少なくとも3回は「ハット、ヒヤット」を経験しながら、指差呼称を怠っていた。本件事故は、被告人の安全軽視の怠慢な業務姿勢が引き起こしたものである。
- ・遺族として証言したTさんは「遮断機の上げ下げくらいで人の命が奪われるなんてと思うと悔しい。被告は反省し、真実を明らかにしてほしい」と証言していた。
- ・同じくMさんは「『開かずの踏切対策で、善意で遮断機を上げた』と言うが、人の命が奪われたのでは善意ではない」と証言していた。
- ・被告の反省態度は不十分である。
- ・被告人は、鎖錠解除の危険性を認識しながら、通行人からの重圧に負けたと証言している。しかし、本件事故が発生した当時はまだ夕方のラッシュが始まる前であり、通行人の滞留はそれほどではなく、また事故発生の直前には通行人からの嫌がらせもなかった。したがって「通行人からの重圧に負けた」という被告人の話は信用できない。
- ・被告人は「指差呼称をするのは面倒で、怠慢だとわかりつつしていなかった」と証言していた。
- ・最近各地の鉄道で重大事故が多発している状況に鑑みたとき、鉄道従業員への警鐘とするためにも、基本的注意事項の懈怠に対しては厳しく責任を問うべきである。
- ・よって、被告人に対し、禁錮2年6ヶ月を求刑する。
【求刑が読み上げられた直後、数人の報道記者が法廷から飛び出していった】

弁護側の最終弁論の要旨

- ・公訴事実については争わない。
- ・被告人は、第37号踏切が「開かずの踏切」であることへの対策として、遮断機の鎖錠を解除するための通称「赤ボタン」を便宜的に使用していた。第37号踏切では、赤ボタンの便宜使用によって通行人の滞留を軽減することが、被告人に限らない踏切保安係全員の、重要な業務になっていた実態があった。
- ・本件事故は、赤ボタンの便宜使用に伴う危険に対して何ら対策を取ってこなかった、東武鉄道株式会社の怠慢によって引き起こされたものである。
- ・赤ボタンを使わなければ、事故が防げたのは明白である。被告人がなぜ赤ボタンを日常的に使っていたのか、第37号踏切を取り巻く状況と、東武鉄道本社および竹ノ塚駅の対応方について、解明する必要がある。
- ・踏切作業内規の第6条には「やむを得ない場合を除き、解除ボタンを使用してはならな

い」と定められている。しかし、この作業内規に従うと、ラッシュ時の滞留がひどくなるのが、第37号踏切の実態である。

- ・被告人をはじめとする踏切保安係は、踏切がなかなか開かないことによる不満をぶつける通行人から「バカヤロー、早く開けろ」といった罵声や、番舎のドアを蹴られるなどによって、プレッシャーを受け続けていた。第38号踏切では、実際に番舎のドアが壊される被害が発生し、ドアに鍵をかける事態にまでなっていた。しかし東武鉄道は、踏切保安係の身に危害が及ぶかもしれない状況に対して、通行人とのトラブルに対応するための要員の配置を行わなかった。
- ・本件事故が発生した時間帯は、立番を配置するべき「要注時間帯」に指定されていながら、実際にはその励行が順守されていなかった。
- ・外係員、いわゆる立番の業務内容について、現場の踏切保安係と本社とで解釈の食い違いが発生していたことひとつを見ても、第37号踏切の実態に係る東武鉄道の認識の欠如は明白である。
- ・「駅務運転基準」第28条に「外係員は、内係員の呼称を復唱する。」と定められていることについて、池田証人は「これは過去の規定である」と証言している。東武鉄道が、このような誤解を招く条文を放置していたことも、本件事故が発生した一因と考えるべきである。
- ・昭和63(1988)年に、東武鉄道は赤山街道のアンダーパス化を提案した。しかし、行政から鉄道の高架化を逆に提案されたことで、第37号踏切の立体化の話は立ち消えになってしまった。それ以降、本件の事故が発生するまで、第37号踏切の「開かずの踏切」問題を放置し続けてきた、行政と東武鉄道の責任こそ重大である。
- ・第37号踏切を自動化しなかった理由について、池田証人は「通行人が踏切内に取り残されるのを防止するため」と証言していた。一方、「ひらが」証人は「赤ボタンを使って踏切を開けることで『開かずの踏切』状態を緩和させるため」と証言している。東武鉄道が、第37号踏切を自動化しない理由についての説明を踏切保安係に周知してこなかった、不作為の責任もまた重大である。
- ・歴代の竹ノ塚駅長は、踏切保安係が日常的に赤ボタンを使用している実態があることを知りながら、これを黙認し続けてきた。
- ・本件事故発生当時の毛塚駅長は「まつやま」前駅長から、赤ボタン使用の実態についての引き継ぎを受けていた。したがって、池田証人が「本社は赤ボタン使用の実態についてはまったく知らなかった」と証言していたのはおかしい。
- ・毛塚駅長は、踏切保安係から赤ボタンを廃止してほしい旨の要望を受けていながら、これを黙殺し、何ら対策を取らず放置し続けてきた。
- ・また、本社は「かんだしゅんいち」班長が上申した、赤ボタン使用停止への賛成意見が多数を占めた踏切保安係のアンケート結果を黙殺していた。
- ・「ひらが」証人は「少なくとも自分が竹ノ塚の踏切に赴任した昭和50年代には、赤ボタンの使用が日常化していた」と証言している。この事実ひとつを見ても、「本社は赤ボタン使用の実態についてはまったく知らなかった」としている池田証言が、おかしいことは明白である。もしも池田証言のとおり、赤ボタンの問題が本社の担当者同士で引き継がれていなかったのが事実だとしたら、東武鉄道の危機管理はきわめてずさんなものであると言わざるを得ない。
- ・被告人は、踏切保安係への集合教育の際に「今のまま赤ボタンを使い続けていていいのか」と質問したところ、本社の担当者から「今まで何も問題がなかったのなら、それでいいのではないか」と回答されたと証言している。
- ・東武鉄道は、業平橋の踏切を自動化して被告人を含む6名の踏切保安係を竹ノ塚に転任

させた際、再教育を行わなかった。これについては、池田証人も「竹ノ塚駅に任せていた」と証言しており、何も対応していなかったことが明らかになっている。

- ・被告人は、竹ノ塚に転任してきた当初は、赤ボタンを使うことにちゅうちょしていた。しかし、赤ボタンを使わないと、相方が立番のときに通行人から「踏切が閉まっている時間が長い」と苦情を言われるなど同僚に迷惑がかかる現実を前に、赤ボタンを使わざるを得ないと考えるようになった。
- ・被告人は、赤ボタンの使用を伴う危険な作業への精神的重圧に堪えかね、平成16(2004)年秋の慰安旅行の際、北千住の踏切への異動を毛塚駅長に願い出たが、毛塚駅長から「辛いのはどこへ行っても同じだ」と言われ、引き続き竹ノ塚の踏切に勤務していた。
- ・被告人は、平成16(2004)年4月9日に遮断機早上げ事故を起こした際、毛塚駅長に、赤ボタンを使って遮断機を上げたことを正直に報告していた。しかし、毛塚駅長は「通行人が踏切内に滞留しそうになったため遮断機を下ろせなかった」旨の虚偽の報告を本社に上げていた。今回の事故の前兆と言うべき、このときの事故に対して、東武鉄道が何も対応を取らなかったことが、今回の事故を誘発したことは明白である。
- ・「ひらが」証人は「1人の人間がミスをして、他の誰かがそれをカバーできる体制になっていなかった」と証言している。つまり、本社だけでなく現場も含めて、全員が無責任状態になっていた。裁判所は、判決文で、以上の状況を明らかにしてほしい。
- ・被告人は、本件事故を起こした日から23日間にわたって逮捕・拘留されている。
- ・被告人の家族は、現在全員が無職であり、住宅ローンを抱えている。
- ・被告人はすでに東武鉄道を解雇されており、再犯のおそれはまったくない。したがって矯正の必要もない。
- ・よって、執行猶予の判決を求める。

入江裁判長が、被告人に「最後に何か言っておきたいことはありますか？」と質問。

- ・小松被告は「私の重大な過失で、申し訳ないことをしてしまいました。ご遺族の方々にお詫びし、けがをされた方が1日も早く治癒されることを望んでいます。申し訳ありませんでした」と涙声で謝罪。

判決公判の期日を、2006年2月3日(金曜日)10時00分からと指定し閉廷。

傍聴していて思ったこと

- ・踏切保安係が赤ボタンを使うようになった原因の1つに、踏切がなかなか開かないことへの不満をぶつけた通行人からの苦情や嫌がらせ、脅迫などがあったことについては、踏切通行人である地元住民にも何らかの責任があるのではないか。また私自身、地元住民の1人として、その責任をどのように考え、責任を償うべきなのか。

以上